⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が令和２年９月に同法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音、振動については、環境基準等を満足するものとされている。

また、同調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については沖縄県レッドデータブックに絶滅危惧種ＩＢ類として掲載されているオキナワコキクガシラコウモリ、リュウキュウツミ、絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているカラスバト、クロイワトカゲモドキ、準絶滅危惧種として掲載されているオリイオオコウモリ、ミサゴ、チュウサギ、カワセミ、シリケンイモリ、アマミタカチホヘビ、ハイ及びこれらの分類に該当しないオキナワアオガエルの生息推定域とされている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、クスノハカエデ、準絶滅危惧種として掲載されているマツバラン、ハリツルマサキ、リュウキュウコクタンその他これらの分類に該当しない種が確認されている。本件事業が及ぼす影響の程度について予測したところ、動物については直接改変により影響を受ける箇所に生育環境が存在しない、または周囲に類似環境が存在し回避できること、植物については、直接改変により影響を受ける箇所は、自然環境ではなく人工的な環境である耕作地が多いこと等により、種への存続への影響は小さいまたはほとんどないと予測されている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は１箇所存在するが、起業者は埋蔵文化財が発見された場合等には、速やかに豊見城市教育委員会と連絡をとる等、その保護に必要な配慮を行うとのことである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第４種第１級の規格に基づく、一部現道拡幅、一部バイパス方式により、４車線で整備する事業であり、その事業計画は、同法令に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である集落回避案及び集落内道路利用案の２案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、路線延長、用地面積で過大となり、一部埋蔵文化財包蔵地に影響があるものの、可能な限り遺跡、古墳群を避け、住宅への騒音、振動は少なく、技術的な面で土工量が少なく、集落内を通過しないことから施工性に優れ、用地費、補償費の面でも安価であることから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業の早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、地域内交通と通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況から、本件事業を早急に施行する必要があると認められる。また、豊見城市をはじめとする南部市町村会より、本件事業の早期完成を求める強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項規定による図面の縦覧場所　沖縄県豊見城市役所

○最高裁判所告示第二号

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所が最高裁判所により次に掲げるものと定められたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和七年六月十二日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

裁判所の効力を生ずる日

全ての簡易裁判所　令和七年七月十七日

○東京都公安委員会告示第二百十五号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

東京都公安委員会委員長　**廣瀬**　道明

指定暴力団

令和四年六月十七日東京都公安委員会告示第二百十号に係る指定番号二〇二二―二の指定暴力団（住吉会）

変更前

主たる事務所の所在地　東京都新宿区新宿七丁目二十六番七号

変更後

主たる事務所の所在地　東京都港区芝浦一丁目十番八号

国会事項

衆議院

議案提出

六月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外五名提出）

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（武正公一外五名提出）

議案送付

六月十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

質問書提出

六月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書（竹上裕子提出）

スルガ銀行による投資用アパート・マンションの不正融資問題に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書（八幡愛提出）

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書（八幡愛提出）

忘れられる権利の制度的整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書（太栄志提出）